

障害者総合支援法施行3年後 の見直しに係る議論の整理① (案)

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について
2. 障害者等の移動の支援について
3. 障害者の就労支援について
4. 精神障害者に対する支援について
5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について
6. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

平成27年11月13日

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

1 (1) 現状・課題

(「常時介護」を要する障害者等に対する支援の現状)

- 障害者総合支援法においては、障害者等が本人の意思に基づき地域生活を送ることができるよう、個々の障害者等の状態像やニーズに対応した障害福祉サービスを提供しており、特に手厚い介護等が必要な障害者等を「常時介護を要する者」とし、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護及び重度障害者等包括支援を提供している。

(地域生活・地域移行の支援に関する課題)

- 障害者等の地域生活・地域移行の支援をより一層推進する観点から、「常時介護を要する者」に対するサービスに関する課題（重度障害者等包括支援の利用が低調であること、重度障害者が入院した時に必要な支援が受けられない場合があること等）への対応に加えて、地域生活・地域移行の受け皿の整備や、「定期的又は随時」の「生活支援」を必要とする障害者等を支える仕組みの構築が求められている。

- 障害者の地域生活・地域移行の「受け皿」として重要なグループホームについては、全国で整備が進められ、平成 27 年 4 月時点で約 10 万人が利用している。平成 29 年度のサービス見込量は約 12 万人であり、必要な方が利用できるよう、サービス量を確保していく必要がある。また、重度の障害者が適切な支援を受けながらグループホームで生活している事例もあり、利用者の重度化・高齢化への対応を進めていく必要がある。

- 入院中の精神障害者に対して退院後の住む場所について質問したところ、約 6 割が自宅又は賃貸住宅、約 2 割がグループホーム等と回答しており、グループホームよりも自宅や民間賃貸住宅での「一人暮らし」を希望する障害者も多い。一方で、グループホームには、区分なし、区分 1・2 の方も多く入所している。こうした中、「地域移行＝グループホーム」との考え方に疑問を呈する指摘や、「一人暮らし」に向けた支援を検討すべきとの指摘がある。

また、障害者等の居住支援については、家賃債務保証制度の活用も求められている。

- 障害福祉サービスの需要が伸びている中で、例えば、短期入所、生活介護、居宅介護（家事援助）等についても、サービスを必要とする障害者等に支援を行き届かせる観点から、支援の必要性に応じた給付の在り方の見直し等を検討すべきとの指摘がある。例えば、居宅介護については、実質的に相談目的で利用されている事例があるとの指摘もある。また、障害福祉サービスと併せて、ボランティア等も含めたインフォーマルサービスの活用を進めることも重要との指摘がある。

1 (人材の確保と資質向上)

- 2 ○ 訪問系サービスのサービス提供責任者については、実務経験3年以上の旧2級ヘル
3 パーでも可能とする取扱いが平成18年以降続いているなど、人材の資質向上に向け
4 た課題がある。また、重度障害者の支援にはOJTが重要との指摘がある一方で、O
5 JTを評価する特定事業所加算の取得率が低調な状況である。

6 (「パーソナルアシスタンス」について)

- 7 ○ 障害者の地域生活を支える仕組みとして、「パーソナルアシスタンス」の制度化を
8 望む声もある一方、サービスの質の確保、ダイレクトペイメント、財政面等に関する
9 課題も多いのではないかとの指摘がある。その目指すところは、利用者本人のニーズ
10 に応じた柔軟な支援を可能とすべきとの趣旨ではないかと考えられる。

11 (2) 検討の方向性

12 (基本的な考え方)

- 13 ○ 「常時介護を要する者」だけでなく、「日常的」に「支援」を要する者なども含め、
14 地域生活・地域移行をきめ細かく展開するため、限られた財源の中で支援が必要な方
15 にサービスが行き渡るように留意しつつ、以下のような新たな方策を検討することと
16 してはどうか。

17 (重度障害者を対象としたサービス)

- 18 ○ 利用者のニーズに応じた柔軟な支援を行っていくために、常時介護を要する障害者
19 等を対象としたサービスについて、地域生活をさらに支援する観点から見直しを行う
20 こととしてはどうか。

21 例えば、重度障害者等包括支援について、地域で家族と生活する重症心身障害児者
22 等のニーズに合わせて活用しやすいものできないか検討するとともに、重度障害者
23 の地域生活を支えている重度訪問介護を利用している者について、医療保険の給付範
24 囲や医事法制との関係を整理しつつ、入院中も医療機関で重度訪問介護により、一定
25 の支援を受けられるように見直しを行うこととしてはどうか。

26 (地域生活を支援する拠点)

- 27 ○ 「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域での暮らしが可能な障害
28 者等が安心して地域生活を開始・継続できるよう、平成27年度に実施している地域
29 生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者等に対
30 し、地域生活を支援する拠点の整備を推進することとしてはどうか。その際、グルー
31 プホームにおける重度者への対応の強化、後述の地域生活の支援、医療との連携、短
32 期入所による緊急時対応等を総合的に進めることとしてはどうか。

1 (地域生活を支援するサービス等)

- 2 ○ グループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者など
3 について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時
4 の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切
5 な支援を行うサービスなど、支援の在り方を検討することとしてはどうか。その際、
6 当該サービスの内容を踏まえつつ、他のサービスの利用の在り方についても検討する
7 こととしてはどうか。

8 あわせて、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者
9 に対応するサービスを位置づけ、適切に評価を行うとともに、障害者の状態とニーズ
10 を踏まえて必要な方にサービスが行き渡るよう、現に入居している方に配慮しつつ、
11 利用対象者を見直す方向で検討することとしてはどうか。

12 (人材の確保と資質向上)

- 13 ○ 支援する人材の確保や資質向上を図るため、サービスの従業者資格を引き上げると
14 ともに、熟練した従業者による研修（OJT）の実施を促進する方策を検討すること
15 としてはどうか。

2. 障害者等の移動の支援について

1 (1) 現状・課題

2 (移動支援の現状と課題)

- 3 ○ 移動支援は障害者等の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要
4 な支援である。

5 現在、障害者総合支援法に基づき、同行援護、行動援護、重度訪問介護及び居宅介
6 護の個別給付（義務的経費）についてはあらかじめ作成されたサービス等利用計画に
7 基づき基本的にはマンツーマンでサービスを提供するとともに、市町村の地域生活支
8 援事業（裁量的経費）については利用者の個々のニーズや地域の状況に応じて緊急時
9 の個別支援、グループ支援、車両移送などが実施されている。

- 10 ○ 移動支援については、市町村による地域生活支援事業の必須事業とされており、そ
11 の実施割合は 90.5%となっているが、地域ごとに取組状況に差が見られることから、
12 利用者のニーズを踏まえた確実な実施を進めることが課題である。その際、地域の状
13 況（都市部、中山間地域、積雪の多い地域等）にも配慮する必要があるとの指摘があ
14 る。

15 (通勤・通学等)

- 16 ○ 各市町村の判断に応じて地域生活支援事業の中で実施されている障害者等の通
17 勤・通学に関する移動支援については、個別給付の対象とすること等さらなる充実を
18 求める意見がある。

19 一方、地域生活支援事業の方が地域特性を生かした柔軟な対応が可能であるといっ
20 たメリットがあるとともに、雇用障害者数及び就労移行支援利用者数は合計約 66 万
21 人、特別支援学校の小学部及び中学部の在学者数は合計約 7 万人にのぼること、障害
22 者差別解消法の施行に伴う事業者や教育機関による「合理的配慮」との関係、個人の
23 経済活動と公費負担の関係、教育と福祉の役割分担の在り方等の課題がある。

24 (入院中・入所中の外出・外泊)

- 25 ○ 医療機関に入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、十分な対応がなされて
26 いない現状にある。

27 また、施設に入所中の外出・外泊に伴う移動支援については、施設サービスの「日
28 常生活上の支援」の一環として行われており、現行の障害福祉サービス等報酬におい
29 て評価されているが、相応の人手や労力を要することから施設ごとに対応が異なっ
30 ている。

1 (2) 検討の方向性

2 (基本的な考え方)

- 3 ○ 障害者総合支援法における移動支援については、所要の財源を確保しつつ、障害者
4 等に一定の社会生活を等しく保障するとともに、利用者の個々のニーズや地域の状況
5 に応じて柔軟に対応することができる仕組みとする必要がある。

6 こうした観点から、基本的には、現行の「個別給付」と「地域生活支援事業」によ
7 る支援の枠組みを維持した上で、支援の実施状況等を踏まえつつ、ニーズに応じたき
8 め細かな見直しを図っていくべきではないか。

9 (通勤・通学等)

- 10 ○ 障害者等の通勤・通学等に関する移動支援については、全てを福祉政策として実施
11 するのではなく、関係省庁とも連携し、事業者、教育機関、公共交通機関等による「合
12 理的配慮」の対応、教育政策や労働政策との連携、地方公共団体（福祉部局、教育委
13 員会等）における取組等を総合的に進めていく必要があるのではないか。

14 その上で、福祉政策として実施すべき内容について引き続き検討を進めるとともに、
15 まずは、就労移行支援や障害児通所支援において、本来の趣旨も踏まえ、通勤・通学
16 に関する訓練の着実な実施を促すこととし、これを必要に応じて評価する方策を検討
17 することとしてはどうか。

18 (入院中・入所中の外出・外泊)

- 19 ○ 医療機関に入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、障害福祉サービス（同
20 行援護、行動援護、重度訪問介護）が利用できることを明確化することとしてはどう
21 か。

22 また、施設に入所中の外出・外泊に伴う移動支援については、施設サービスの「日
23 常生活上の支援」の一環として行われるものであるが、施設による移動支援について
24 適切に評価が行われているか、引き続き検討することとしてはどうか。

3. 障害者の就労支援について

1 (1) 現状・課題

2 (就労系障害福祉サービス等の現状と課題)

3 ○ 就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）から一般就労に移行した
4 障害者の数は、平成 20 年度（障害者自立支援法施行時）1,724 人に対し、平成 25 年
5 度 10,001 人であり、5 年間で約 5.8 倍となっている。また、民間企業（50 人以上）
6 における障害者の雇用者数は約 43 万 1 千人（平成 26 年 6 月）、ハローワークを通じ
7 た障害者の就職件数は約 8 万 5 千人（平成 26 年度）であり、いずれも年々増加して
8 おり、特に精神障害者の伸びが大きい。

9 ○ 就労移行支援事業所については、一般就労への移行率（利用実人員に占める就職者
10 数）が 20%以上の事業所の割合が増加する一方、移行率が 0%の事業所の割合は約
11 30%強で推移しており、移行率の二極化が進んでいる。

12 ○ 就労継続支援事業所のうち平成 25 年度の 1 年間で一般就労に移行した者が 1 人も
13 いない事業所の割合は、就労継続支援 A 型事業所で約 7 割、就労継続支援 B 型事業所
14 で約 8 割である。また、B 型事業所の一人当たり平均工賃月額（平成 25 年度）は、
15 約 17%の事業所で 2 万円以上の工賃を実現している一方、約 40%の事業所で工賃が
16 1 万円未満であり、厚生労働省が定める運営基準（3 千円）に達していない事業所も
17 存在する。

18 ○ 障害者就労施設等の受注機会を確保するため、平成 25 年 4 月に障害者優先調達推
19 進法が施行され、調達件数や金額は伸びているものの、地域によって調達実績に差が
20 見られる状況である。

21 (就労定着支援)

22 ○ 障害者の就労定着支援について、就業面の支援は、基本的には企業の合理的配慮や
23 労働政策の中で行われるべきものであるが、また、就業に伴う生活面の支援は、障害
24 者就業・生活支援センター（生活支援員）や就労移行支援事業所が中心となって実施
25 している。

26 ○ 障害者雇用促進法の法定雇用率については、平成 30 年度から精神障害者の雇用に
27 ついても算入される予定である。

28 今後、在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大する
29 ものと考えられる。企業に雇用された障害者が職場に定着することは、障害者の自立
30 した生活を実現するとともに、障害福祉サービスを持続可能なものとする観点からも
31 重要である。

1 (2) 検討の方向性

2 (基本的な考え方)

- 3 ○ どの就労系障害福祉サービスを利用する場合であっても、障害者がその適性に
4 て能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、工賃向上や一般
5 就労への移行をさらに促進させるための方策を検討してはどうか。また、就業に伴う
6 生活面での課題等を抱える障害者が早期に離職することのないよう、就労定着に向け
7 た支援の在り方を検討することとしてはどうか。

8 (就労移行支援)

- 9 ○ 就労移行支援については、平成 27 年度報酬改定の効果も踏まえつつ、一般就労へ
10 の移行実績を踏まえたメリハリを付けた評価を行う方向で検討することとしてはど
11 うか。あわせて、支援を行う人材の育成や支援のノウハウの共有等を進めることとし
12 てはどうか。

13 (就労継続支援)

- 14 ○ 就労継続支援については、サービスを利用する中で能力を向上させ、一般就労が可
15 能になる障害者もいることから、一般就労に向けた支援や一般就労への移行実績も踏
16 まえた評価を行う方向で検討することとしてはどうか。

17 また、就労継続支援B型については、高工賃を実現している事業所を適切に評価す
18 るなど、メリハリをつける方向で検討することとしてはどうか。

19 就労継続支援A型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の
20 就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう、運営基準の見直し等の方策を検討
21 することとしてはどうか。

22 さらに、一般就労が困難な障害者に対して適切に訓練が提供され、障害者が自らの
23 能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するため、就労継続支援B型の利用希
24 望者に対して本年度から本格実施されている就労アセスメントの状況把握・検証を行
25 うとともに、その効果的かつ円滑な実施が可能な体制を整備しつつ、対象範囲の拡大
26 について検討することとしてはどうか。

27 (就労定着に向けた生活面の支援を行うサービス等)

- 28 ○ 在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズに対応するため、就労定着支援の強化
29 を検討することとしてはどうか。例えば、就労系障害福祉サービスを受けていた障害
30 者など、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、労働施策等と連
31 携して、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を集中的に
32 提供するなど、支援の在り方を検討することとしてはどうか。

- 33 ○ 就労定着に当たっては、企業の協力も重要であることから、障害者就業・生活支援
34 センター事業の充実など、引き続き、労働政策との連携を図る必要があるのではない
35 か。

1 (サービス内容の情報公表)

- 2 ○ 就労系障害福祉サービスについて、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できる
3 よう、事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する
4 情報を公表する仕組みを設けることとしてはどうか。

4. 精神障害者に対する支援について

(1) 現状・課題

(精神障害者の地域移行・地域生活の支援)

○ 精神科病院では、新規入院者の87%が1年未満で退院する一方で、約20万人が1年以上入院しており、毎年5万人の長期入院者が退院する一方で、新たに5万人が長期入院者となっている状況である。精神障害者が長期入院に至る要因を分析して対応していくことが必要である。

○ これまで、精神保健福祉法改正（平成25年）や、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」における取りまとめを踏まえ、予算措置（平成26年度・平成27年度）や障害福祉サービス等報酬改定（平成27年度）による対応、他制度との連携強化等が実施されており、今後も、精神障害者のさらなる地域移行と地域生活の支援を進めていく必要がある。

○ 精神障害者の地域移行や地域生活において有効な支援者とされる「ピアサポーター」については、全国レベルでの統一的な仕組みがなく、自治体ごとに取り組まれている状況である。

○ 精神障害者の地域移行・地域生活の支援を進めるため、住民と医療・保健・福祉の関係者が精神障害者に対する理解を深めるとともに、支援に向けた連携体制を構築する必要がある。あわせて、相談機能の強化や人材育成が重要である。

(精神障害者の特性に応じた対応等)

○ 精神疾患の特性として、安定していた病状がわずかな環境の変化等により増悪することがあり、これに対応した適切な医療の支援が必要であることから、医療と福祉が連携し、病院への入院の他に、症状の急変時の受け皿を確保することが重要である。

○ 福祉事業所における精神障害者の受け入れ体制を整備するため、精神疾患の症状やそれに応じた支援方法等の特性について福祉事業所の理解を促進することが必要である。

例えば、高次脳機能障害を持った児・者は医療機関や障害福祉サービス事業所で受け止めきれしていないとの指摘がある。

○ 精神障害者の地域生活支援を進めるためには、医療と福祉が緊密に連携しつつ、それぞれのサービスを確保していく必要がある。例えば、県レベルで定めている長期在院者数の削減目標を、市町村の障害福祉計画における障害福祉サービスの見込み量に適切に反映することが重要である。その際、地域移行後に想定される精神障害者の生活の場についても留意することが望ましい。

- 1 ○ 精神障害者の居住の場を確保するためには、安心居住政策研究会（国土交通省）に
2 おける中間取りまとめ（平成27年4月17日公表）を踏まえつつ、障害者総合支援法
3 に基づく協議会と居住支援協議会が連携して対応することが重要である。

4 (2) 検討の方向性

5 （基本的な考え方）

- 6 ○ 医療・福祉や行政機関など精神障害者を取り巻く様々な関係者が、本人の意向を尊
7 重し、精神障害の特性を十分に理解しつつ、連携・協働して精神障害者の地域移行・
8 地域生活の支援の取組を強化するため、以下のような方策を検討することとしてはど
9 うか。

10 （ピアサポーター）

- 11 ○ 地域移行や地域生活の支援に有効なピアサポーターについて、その質を確保するた
12 め、ピアサポーターを養成する専門的な研修を含め、必要な支援を行うこととしては
13 どうか。

14 （医療と連携した短期入所）

- 15 ○ 精神障害者の入院の予防と家族支援の観点から、短期入所について、医療との連携
16 の在り方を検討することとしてはどうか。

17 （地域生活を支援する拠点とサービス）

- 18 ○ 精神障害者の地域移行や地域定着を支援するためにも、地域において障害者の生活
19 を支援する拠点の整備を推進することとしてはどうか。その際には、医療との連携に
20 についても留意する必要があるのではないか。

- 21 ○ 一人暮らしを希望する精神障害者の地域生活を支援し、ひいては精神障害者の居住
22 の場の確保につながるよう、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の生活力
23 等を補い、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスなど、支援の在り方を検討
24 することとしてはどうか。なお、その際には、医療との連携や IT の活用など、効果
25 的・効率的な実施方法を検討することとしてはどうか。

26 （市町村等の役割）

- 27 ○ 住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者を含め、医療と
28 福祉の双方を含む様々な関係者が情報共有や連携体制を構築する場として、市町村に
29 精神障害者の地域移行や地域定着を推進するための協議の場の設置を促進するとと
30 もに、都道府県・保健所・市町村が適切な役割分担をしながら協働して取り組むため
31 の体制の在り方を検討することとしてはどうか。

1 ○ 都道府県障害福祉計画に記載される精神障害者の長期在院者数の削減目標を、市町
2 村障害福祉計画に記載される障害福祉サービスのニーズの見込み量に反映させる方
3 法を提示してはどうか。

4 (人材の資質向上)

5 ○ 精神障害者の特性とそれに応じた適切な対応方法について、研修の標準化など、必
6 要な知識・技術を持った福祉に携わる人材の育成を推進してはどうか。

7 例えば、今なお障害福祉サービスで十分な対応ができていない高次脳機能障害につ
8 いて、有効な支援方法やそれを担う人材養成の研修の在り方についての研究を進めて
9 はどうか。

5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

いて

1 (1) 現状・課題

2 (意思決定支援の現状と課題)

- 3 ○ 障害者総合支援法においては、
4 ・ 障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定
5 (第1条の2 基本理念)
6 ・ 指定事業者や指定相談支援事業者に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮する
7 よう努める旨を規定(第42条、第51条の22)
8 するなど、「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

- 9 ○ 現在、意思決定支援の定義・意義・仕組み等を明確化するためのガイドラインの策
10 定に向けた調査研究が進められているが、今後、当該ガイドラインを関係者間で共
11 有し、その普及や質の向上に向けた取組を進めていく必要がある。

12 その際、意思決定支援は、相談支援をはじめとした障害福祉サービスの提供におい
13 て当然に考慮されるべきものであり、特別なサービス等として位置づけるような性質
14 のものではないことに留意が必要である。

- 15 ○ 精神障害者については、障害者総合支援法における意思決定支援のほか、精神保健
16 福祉法改正(平成25年)の附則に、入院中の処遇や退院等に関する意思決定や意思
17 表明の支援の在り方に関する検討規定が置かれており、また、平成24年度から継続
18 的に「精神障害者の意思決定支援に関する調査研究」が実施されている。

19 (成年後見制度)

- 20 ○ 成年後見制度の利用促進に向け、障害者総合支援法に基づき、市町村において地域
21 生活支援事業(必須事業)が実施されている。

- 22 ・ 成年後見制度 利用支援事業(申立て経費、後見人等の報酬等の補助)【1,360市
23 町村で実施】
24 ・ 成年後見制度 法人後見支援事業(法人後見の実施に向けた研修、組織体制の構
25 築支援等)【207市町村で実施】

- 26 ○ 一方で、現行の成年後見制度については、
27 ・ 成年後見制度の利用形態に偏りがあり、「後見」の利用者が「保佐」や「補助」
28 の利用者に比べて非常に多く、適切な後見類型が選択されていないのではないか
29 ・ 担い手の確保や支援の質の向上(本人の意思の尊重や身上の配慮等)が必要な
30 のではないか
31 ・ 医療同意の在り方等の課題についての検討が必要なのではないか

- 1 ・ 障害者権利条約第 12 条との関係を整理する必要があるのではないか
2 などの指摘がなされている。

3 (2) 検討の方向性

4 (基本的な考え方)

- 5 ○ 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよ
6 う、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識し
7 た上で、必要な対応を実施できるようするとともに、成年後見制度の適切な利用を促
8 進するため、以下のような方策を検討することとしてはどうか。

9 (意思決定支援ガイドライン)

- 10 ○ 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計
11 画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）等を
12 取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の
13 担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図ってはどうか。あわせて、意思決定支援
14 の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施することとし
15 てはどうか。

16 なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとらわれるあまり、
17 実質的な自己決定権が阻害されることのないよう留意する必要があるのではないか。

18 (障害福祉サービスにおける意思決定支援)

- 19 ○ 障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれ
20 る旨を明確化してはどうか。

21 (入院中の精神障害者の意思決定支援)

- 22 ○ 入院中の精神障害者の意思決定支援については、計画相談支援や地域移行支援とい
23 った障害福祉サービスの利用に関して、上記のような対応を検討するとともに、精神
24 保健福祉法改正（平成 25 年）に係る検討規定に基づく見直しの中でもさらに検討す
25 ることとしてはどうか。

26 (成年後見制度の利用支援等)

- 27 ○ 「親亡き後」への備えも含め、障害者の親族等を対象とし、成年後見制度利用の理
28 解促進（エンディングノートの活用等）や、個々の必要性に応じた適切な後見類型の
29 選択につなげることを目的とした研修を実施することとしてはどうか。

- 30 ○ 成年後見制度そのものの課題については、当部会の調査審議事項を超えるものであ
31 るが、当部会における議論の内容については、今後の議論に資するよう、内閣府に設
32 置されている障害者政策委員会や法務省に伝えることとしてはどうか。

6. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能 その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者 等に対する支援の在り方について

1 (1) 現状・課題

2 (意思疎通支援の現状と課題)

- 3 ○ 障害者等の「どこで誰と生活するかについての選択の機会」を確保するためには、
4 選択に必要な情報へのアクセスと選択内容の伝達に向けた意思疎通支援が重要であ
5 る。障害者総合支援法においては、居宅介護、同行援護、生活介護、自立訓練等の個
6 別給付と、人材の養成・派遣、日常生活用具の給付等を実施する地域生活支援事業に
7 より支援が行われており、手話通訳者の養成・設置・派遣、要約筆記者の養成・派遣、
8 盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣は地域生活支援事業の必須事業として位置づ
9 けられている。
- 10 ○ 平成 28 年度に障害者差別解消法が施行されることから、教育、労働等の他施策と
11 の連携など、各分野における「合理的配慮」との関係に留意する必要がある。なお、
12 その際には、制度の縦割りによる谷間を作らないように留意することが重要である。

13 (意思疎通支援者の人材養成)

- 14 ○ 地域生活支援事業の各メニューに関する利用状況やニーズを把握するとともに、意
15 思疎通支援者の指導者養成や、司法・医療等の専門性を有する意思疎通支援者の養成
16 など、人材養成の体制を整備していく必要がある。その際、研修の内容については、
17 実践的な面を重視すべきである。
- 18 ○ 今後の中長期的な人材確保に向けた検討に当たっては、点訳や音訳等は多くのボラ
19 ンティアの協力を得て実施されていることや、専門的な人材の処遇の在り方に留意す
20 る必要があるとの指摘がある。

21 (地域生活支援事業等の活用)

- 22 ○ 地域生活支援事業等における支援が主に視覚・聴覚・言語・音声機能障害の者を念
23 頭に置いたものとなっていること等のため、盲ろう、失語症、知的障害、発達障害、
24 高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある方などに向けた支援の充実が必要との
25 指摘がある。また、小規模な自治体における事業の実施も確保していく必要がある。

26 (支援機器の開発と活用)

- 27 ○ 障害者自立支援機器等開発促進事業により、意思疎通支援に係る支援機器等の開発
28 を進めており、障害者やその家族・支援者による活用が進むような情報提供等が課題
29 となっている。

1 (2) 検討の方向性

2 (基本的な考え方)

- 3 ○ 意思疎通支援のあり方としては、基本的に現行の支援の枠組みを継続しつつ、盲ろ
4 う、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うこと
5 としてはどうか。

6 (計画的な人材養成とサービス提供等)

- 7 ○ 地域のニーズに応じた人材養成や意思疎通支援のサービス提供に資するよう、各自
8 治体において意思疎通支援事業の現状（利用者数、利用回数・時間等）に関する調査
9 を行い、その結果を踏まえ、合理的配慮の進捗状況に留意しつつ、必要な意思疎通支
10 援者を計画的に養成するとともに、提供すべきサービス量の目標を設定することとし
11 てはどうか。

- 12 ○ 意思疎通支援について各障害種別の専門性を高めるとともに、司法、医療等の専門
13 分野への対応を図るため、手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者等の指導者養成の在
14 り方を検討することとしてはどうか。

- 15 ○ 小規模な市町村で事業実施が困難・不十分な場合に、都道府県における事業補完・
16 代替実施の方法等を検討してはどうか。また、災害時に自治体が意思疎通支援を提供
17 する体制について、平時からの取組を強化する必要があるのではないか。

18 (地域生活支援事業等の活用)

- 19 ○ 地域生活支援事業等について、失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難
20 病、重度の身体障害のある方が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象で
21 あることを明確化するとともに、ICTの活用等を通じた支援の在り方を検討するこ
22 ととしてはどうか。

23 (支援機器の活用促進等)

- 24 ○ 意思疎通支援に係る支援機器の活用・利用支援や、意思疎通支援に関する相談・情
25 報提供について、視覚・聴覚情報提供施設等の活用により、地域における支援体制を
26 整備することとしてはどうか。その際、一般の図書館等との連携も視野に入れるべき
27 ではないか。